

=====
【町独自支援】新型コロナウイルス対策中小企業・個人事業者支援給付金
 =====

=====
よくある質問
 =====

Q 1. 給付金の対象条件は？

A. 以下全てに該当する中小企業・個人事業者となります。

○町内に主たる事業所を有し、下記業種を生業として営んでいる中小企業・個人事業者

業種	中小企業者（いずれか満たすこと）		小規模事業者
	資本金額または出資総額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造、建設、運輸業 （下記業種を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

※社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、有限責任事業組合は対象外

○新型コロナウイルス感染症による消費の落込み等の影響により、町内事業所等における
令和2年1月から12月までの任意の1か月の売上高が前年同月比20パーセント以上減少
 していること。

○町内で1年以上事業（※特例措置があります。Q 1 1. を参照してください。）を営んでおり、かつ今後1年以上事業を営む予定であること。

◎下記に該当する場合は、対象外となります。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第2条第13項に規定する接客業務受託営業（同項第2号の店舗型性風俗特殊営業の委託を受けた者に限る。）を営んでいる者
- ・宗教上の組織又は団体と認められる者
- ・国、県、町等から指定管理料、交付金その他運営の補助を受けている者
- ・美里町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者

Q 2. 国の持続化給付金を貰っている場合も対象になるか？

A. 対象条件を満たす場合は対象になります。対象条件はQ 1. をご確認ください。

ただし、国・県・町等から指定管理料、交付金等の運営補助を受けている場合は対象外です。

Q 3. 国の持続化給付金を貰っていれば対象になるのか？

A. 町の支援金は、業種の指定がありますのでご注意ください。

その他対象条件はQ 1. をご確認ください。

Q 4. 自営業で従業員を雇っていない場合も対象になるのか？

- A. 対象条件を満たす場合は対象になります。対象条件はQ 1. をご確認ください。
なお、申請書の「常時使用する従業員数」の欄は「0」と記入してください。

**Q 5. フリーランスで、町内の自宅で事業を行っている。
確定申告も行っているが対象になるか？**

- A. 対象条件を満たす場合は対象になります。対象条件はQ 1. をご確認ください。
◎申請時に提出頂く確定申告書類に、営んでいる事業の記載が無い場合は、事業を行っていることが確認できる書類（※1）の添付をお願いします。
(※1の参考例)・開業届の写し
・業務を請け負う際の契約書や発注書など（申請者名や屋号が記載され、受注内容が分かるもの）及び成果品の写し

Q 6. 売上げを証する書類とはどのようなものか？

- A. 売上台帳、帳面、その他確定申告の基礎となる書類などの写しで、申請月および前年度の申請月の売上が分かるものをご用意ください。
パソコンで管理している場合、月別売上が印刷したもので構いません。

Q 7. 前年度の売上げを証する書類は、確定申告書類の写しでも良いのか？

- A. 個人で青色申告者の場合は、「所得税青色申告決算書」に月別の売上高の記載があれば、前年度の売上げを証する書類にすることができます。
中小企業の場合は、「法人事業概況説明書」に月別の売上高の記載があれば、前年度の売上げを証する書類にすることができます。

Q 8. 個人で青色申告者の場合の必要書類「所得税青色申告決算書」は、1枚目の写しを提出すれば良いのか？

- A. 2枚とも提出してください。（月別売上金額を確認するため）

Q 9. 町外在住だが、事業所が美里町にある場合は対象になるか？

- A. 対象条件を満たす場合は対象になります。対象条件はQ 1. をご確認ください。

Q 10. 町内在住だが、事業所が町外にある場合は対象になるか？

- A. 対象外になります。（「主たる事業所」が町内であることが条件になります。）

Q 11. 令和元年中に新規開業した場合は、対象にならないのか？

- A. 令和元年中に新規開業した場合は、新規開業を確認できる書類（開業届の写しなど）を提出する場合に限り、下記の減少率の計算式を利用することができます。
○適用条件：令和2年の申請月の売上高が、令和元年の月平均の売上高より20%以上減少している場合

○減少率の計算式

$$\frac{B - (A \div M)}{B} \geq 20\%$$

A：令和元年の年間売上高

M：令和元年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の売上高

◎新規開業を確認できる書類（開業届の写しなど）を申請時に添付してください。

◎上記の計算式を利用する方で、国の持続化給付金を受けられた方は、参考書類として持続化給付金の給付通知書の写しを添付してください。

Q 1 2. 季節性特定期間の売上高が年間売上高の大部分を占めている場合、減少率の計算方法は1か月で計算しなければならないのか？

A. 下記の適用条件を満たし、所得税青色申告決算書（個人の場合）または法人事業概況説明書（中小企業の場合）に月ごとの売上高が記載されている場合に限り、下記の計算式を使用することができます。

○適用条件

①令和2年の任意の1か月を含む連続した3か月の売上高の合計が、前年同期間の3か月（※2）の売上高の合計と比べて20%以上減少していること

②※2が、令和元年の年間売上高の50%以上を占めること。ただし、※2が平成30年をまたがる場合においても、Aの売上高の合計が令和元年の年間売上高の50%以上を占めること。

○減少率の計算式

$$\frac{B - A}{B} \geq 20\%$$

A＝令和2年の任意の1か月を含む連続した3か月の売上高の合計

B＝前年同期間の3か月の売上高の合計

◎Bが複数年にまたがる場合は、当該年分全ての確定申告書類の写しを提出してください。

◎上記の計算式を利用する方で、国の持続化給付金を受けられた方は、参考書類として持続化給付金の給付通知書の写しを添付してください。

Q 1 3. 個人で事業を行っており、白色申告を行っているため、所得税青色申告決算書は提出していない。その場合前年度の売上げを証する書類は何を提出すれば良いか？

A. 売上台帳、帳面、その他確定申告の基礎となる書類などの写しで、前年度の申請月の売上が分かるものをご用意ください。

上記の用意が難しい場合は、令和元年の確定申告書を前年度の売上げを証する書類とみなします。

減少率の計算については、令和元年の月平均の売上高（※3）を前年度の申請月の売上高とみなして計算を行ってください。

※3…令和元年の確定申告書の事業収入を12か月で割ったものになります。1円未満の端数は切り捨てて記入してください。

◎上記の計算式を利用する方で、国の持続化給付金を受けられた方は、参考書類として持続化給付金の給付通知書の写しを添付してください。

Q 1 4. 植木の手入れなどの造園業を営んでいるが、対象になるか？

A. 主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れを行う事業の場合は、園芸サービス業とみなし、給付対象になります。

ただし、主として花や木を作って出荷している場合は、花き作農業とみなし、給付対象外になります。

Q 1 5. 米の育苗や刈取作業を請け負う事業を行っているが、対象になるか？

A. 収穫作業の受託や、酪農ヘルパーなど農作業に関するサービスを提供する事業は対象外となります。

Q 1 6. 確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の控えについては、原本を提出しなければならないのか？控えの写しでも良いのか？

A. 控えの写しで構いません。收受日付印が押印されているものか、e-taxによる申告は「受信通知」の写しを添付してください。

Q 1 7. 本社が町外だが、売上の大半は町内の工場である。対象になるか？

A. 本社と事業所が異なる場合や、町外にも事業所がある場合は、町内事業所の売上が売上全体の2分の1以上の場合は主たる事業所とみなし、給付金の対象となります。

その場合は、町内事業所の売上が事業所全体の売上の2分の1以上を占めていることが確認できる書類（売上減少月と前年同月の町内事業所及び売上全体が分かるもの）を添付してください。

Q 1 8. 事業以外の収入（不動産収入、給与収入など）がある場合対象になるか？

A. 前年度の事業収入が、個人の収入において主たる収入となっている場合、対象となります。

事業収入以外（不動産収入、給与収入など）が主たる収入となっている場合は、対象外となります。